

令和 7 年 度

償 却 資 産（ 固 定 資 産 税 ） 申 告 の 手 引

君 津 市

固定資産税の対象となる償却資産の所有者には、地方税法第 383 条の規定により、所定の申告をすることが義務付けられています。

申告にあたっては、この手引をご覧の上、期限までに必ず申告くださるようお願いいたします。

なお、償却資産の申告手続き及び評価事務の適正合理化のため、前年度申告された事業所には、「種類別明細書（令和 6 年度現有資産分）」（青色の印刷）を送付しましたので参考にしてください。

1. 申告していただく資産

令和 7 年 1 月 1 日現在における、君津市内に所在する事業用償却資産
（事業として他人に貸し付ける場合も含めます。）

2. 提 出 書 類

- (1) 令和 7 年度償却資産申告書（緑色の印刷）
 - (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色の印刷）
 - (3) 種類別明細書（減少資産用）（赤色の印刷）
 - (4) 特例に関する申告書（特例該当資産をお持ちの方は証明できる書類を添付してください。）
- } 用紙が不足する場合はご連絡ください。

- * 君津市ホームページ（<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/11/729.html>）にて上記の（1）から（4）までを掲載していますので、必要に応じてご活用ください。
- * 郵送により申告書を提出される方で控用について返送を希望される場合は、提出用及び控用の両方を送付し、宛先を記入のうえ、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- * 申告時に種類別明細書（令和 6 年度現有資産分）（青色の印刷）の提出は必要ありません。

3. 申 告 期 限

令和 7 年 1 月 31 日（金）
（事務処理の都合上、なるべく 1 月 24 日（金）頃までに申告くださるようお願いいたします。）

4. お 願 い

申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが、その旨を備考欄に記入して申告書を提出してください。

また、増加・減少資産のない場合、及び廃業・解散等の場合でも、その旨を備考欄に記入して申告書を提出してください。

《注意》

償却資産の所有者には、地方税法第 383 条の規定により、申告義務が課せられています。

また、正当な理由がなく申告されない場合には、地方税法第 386 条及び君津市税条例第 8 条第 1 項の規定により過料を科することがあります。

問合せ先

提出先

君津市 財政部 課税課 課税係
電話：0439（56）1511

〒299-1192
千葉県君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
君津市 財政部 課税課 課税係 行

I. 償却資産のあらまし

固定資産税という償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体である自動車、軽自動車は除かれます。

1. 次の償却資産については課税対象となりますので、特に注意してください。

- (1) 取得価額または製作価額が10万円未満又は耐用年数1年未満であっても税務会計上、固定資産に計上している資産。ただし、「一括償却」の対象とされたものは課税客体としない。
- (2) 企業会計上、簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産。
- (3) 企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (4) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産。（償却限度額5%）
- (5) 遊休及び未稼働資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (6) 赤字決算のため減価償却を行っていない資産であっても本来減価償却が可能な資産。
- (7) 清算中の法人で、自ら清算事務の用に供している資産及び他の事業者にも事業用資産として貸し付けられている資産。
- (8) 割賦販売の資産であっても、現に事業の用に供されている資産。
- (9) 償却資産の価値を増加させるための改良費。
- (10) 家屋の建築設備（附帯設備）で償却資産として取り扱うもの。

なお、家屋の所有者と異なる方が取り付けした附帯設備である場合、その事業の用に供する資産であるかぎり、取り付けの方から償却資産として申告していただくことになります。

2. 課税標準の特例

地方税法第349条の3、本法附則第15条の規定に該当する資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が認められています。（特例対象資産のある場合は、「特例に関する申告書」に特例に関する事項を証明できる書類を添付して提出してください。申告書は君津市ホームページ又は課税課窓口にて用意してあります。）

3. 非課税（地方税法第348条）

非課税資産については、申告書に計上しないでください。

固定資産税の課税について

税率及び税額・・・税率は100分の1.4です。

税 額・・・課税標準額 × 税率 = 税額

計算例・・・150万円×1.4%＝21,000円

課税標準額・・・令和7年1月1日現在における当該償却資産評価額で課税台帳に登録されたものです。

免税点・・・・・・・・課税標準額の合計価格が150万円に満たない場合は課税されません。

免税点未満の方でも、申告をする必要がありますのでご注意ください。

Ⅱ. 申告書類の作成と提出

1. 申告書の作成

(1) 償却資産申告書

- (ア) 白地枠内のみ記入し、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(緑色の印刷)、「種類別明細書(減少資産用)」(赤色の印刷)を添付して提出してください。また、**資産の増減がない場合も、「18. 備考欄」に『増減なし』と記入して提出してください。**

ただし、自社電算(市で定めた用紙以外)で申告される方は全資産の申告及び令和7年1月1日現在の評価額も記入してください。

- (イ) 申告すべき資産のない場合、その他廃業・解散等の場合でもその旨を「18. 備考欄」に『廃業・解散』等を記入して提出してください。

(2) 種類別明細書の使用区分

- (ア) 増加資産・・・「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(緑色の印刷)を使用してください。令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産及び他市区町村からの移動資産を記入します。また、それ以前に取得した資産でも当市が送付した「種類別明細書(令和6年度現有資産分)」に載っていないものは、増加資産として「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(緑色の印刷)の用紙に記入してください。

- (イ) 全資産申告の場合・・・「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(緑色の印刷)を使用してください。今年度から新たに申告される場合、または当市から「種類別明細書(令和6年度現有資産分)」が送付されなかった場合も同じです。

- (ウ) 減少資産・・・「種類別明細書(減少資産用)」(赤色の印刷)を使用してください。令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産を記入します。

2. 提出する申告書類

書類名 前年中の資産の異動区分	償却資産 申 告 書	償 却 資 産 種 類 別 明 細 書	
		種類別明細書(増加資産・全資産用) (緑色の印刷)	種類別明細書(減少資産用) (赤色の印刷)
異 動 が な か っ た 場 合	提 出		
取得した資産がある場合	提 出	提 出	
減少した資産がある場合	提 出		提 出
取得及び減少資産がある場合	提 出	提 出	提 出
全資産について申告する場合	提 出	提 出	
自社電算より申告する場合	提 出	全 資 産 申 告	

種類別の一般的な償却資産（参考）

種 類	資 産 例
1 構 築 物	橋、貯水槽、煙突、井戸、給水タンク、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、看板（広告塔等）、その他土地に定着した土木施設等
2 機械及び装置	農業・林業用等設備、工場の機械類、工場の動力設備、物品の製造加工・修理用機械装置、クレーン等の建設機械、ブルドーザー等の土木機械等
3 船 舶	貨物船、油槽船、客船、曳船、漁船、モーターボート等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	自転車、フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬車等
6 工 具、器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、パソコン、ルームエアコン、冷蔵庫、医療機器、娯楽遊技用器具、理容・美容器具、自動販売機、看板（ネオンサイン）、旅館・食堂等の什器類、工場用工具類等

税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について

項目	法人税	固定資産税
償却の方法	定額法、定率法の選択制	定率法のみ ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1 円)まで	取得価額の 100 分の 5
改良費	合算評価	区分評価

＊ 固定資産税の評価においては、応益的な性格に鑑み、政策的な配慮は認めていないなど、国税における取扱いとは異なります。

企業の電算処理により申告をされる場合（毎年度全資産の申告をする）

償却資産申告書	6 ページの申告書の記載要領の記入項目以外に令和 7 年 1 月 1 日現在の評価額・決定価格・課税標準額を記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	所有者名・資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減価残存率・課税標準額を記載してください。

<ご注意ください>

租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得価額 30 万円未満の減価償却資産について、当該取得の年度で必要経費に計上又は損金算入した資産は、固定資産税(償却資産)では課税対象資産となります。

eLTAXのご案内

eLTAXとは

全国の地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営するインターネットを利用した地方税の手続きを電子的に行うシステムです。

※ eLTAXの詳細や利用手順は、地方税共同機構ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

eLTAXの特徴

- ・償却資産の申告書を持参・郵送することなく、オフィスや自宅からインターネットを利用して単一または複数の地方公共団体へまとめて一度に申告が可能です。
- ・eLTAX用ソフト PCdeskのほか、eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告データを利用できます。

※ eLTAXで利用可能な手続きは、地方公共団体ごとに異なります。

※ 償却資産の「プレ申告データ」のサービスは取り扱っておりません。

eLTAX ヘルプデスク

地方税共同機構

電話番号：0570-081459 （つながらない場合：03-6745-0720）

受付時間：9：00～17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



Ⅲ. 申告書の記載要領

1. 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（緑色の印刷）の各欄の記載のしかた

※ 1 1 ページ目に記載例あり

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 住 所 (又は納税通知書 送付先)	住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を記載することになります。
2 氏 名 (法人にあっては その名称及び代 表者の氏名)	氏名を記載し、ふりがなを付してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。 屋号があれば記載してください。	
3 個人番号又は 法人番号	個人の方は 1 2 桁の個人番号を、法人にあっては 1 3 桁の法人番号を右詰めで記載してください。	番号の記載が無い場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。
4 事 業 種 目 (資本金等の額)	事業の種目を具体的に記載してください。 (例えば、ミシン製造業、自動車販売業等) また、法人にあっては、資本金又は出資金等の額も記載してください。	2 以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印をしてください。
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
6 この申告に応 答する者の係及 び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
7 税理士等の 氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	税理士等によって申告される場合には、「償却資産申告に関する委任状」を提出してください。
8 短縮耐用年数 の承認	法人税法施行令第 5 7 条第 1 項又は所得税法施行令第 1 3 0 条第 1 項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「承諾通知書」の写しを添付してください。
9 増加償却の 届出	法人税法施行令第 6 0 条又は所得税法施行令第 1 3 3 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。
1 0 非課税該当 資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、別途書類の提出をお願いいたします。
1 1 課税標準の 特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出をお願いいたします。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 2 特別償却 又は圧縮記帳	特別償却又は圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	有無の申告はしていただきますが、償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
1 3 税務会計上の 償却方法	税務会計上の償却方法について該当する方を○で囲んでください。	
1 4 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
1 5 君津市内における 事業所等資産の 所在地	君津市内における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。	
1 6 借 用 資 産 (有・無)	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	
1 7 事業所用家屋の 所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
1 8 備 考 (添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ① 課税標準の特例該当資産を所有している場合は、その根拠規定 ② 所有者の住所、名称等に異動があった場合は、旧住所、名称等 ③ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名 ④ 廃業・解散等の旨及びその年月日 ⑤ その他 この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	
取得価額		
前年前に取得したもの (イ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の(二)の欄の額と同じです。
前年中に減少したもの (ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。
前年中に取得したもの (ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。
計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	(前年前に取得したもの(イ))-(前年中に減少したもの(ロ))+(前年中に取得したもの(ハ))によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
評 価 額 (ホ)	記載の必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。	全資産申告の場合は、種類別明細書(全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。
※決定価格 (ヘ)		
※課税標準額 (ト)		

2. 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(緑色の印刷)の各欄の記載のしかた

※12ページ目に記載例あり

欄	記 載 の し か た
令和 年度	申告の年度を記載してください。
※所有者コード	記載する必要はありません。
所 有 者 名	氏名または名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、 <u>3枚のうち2枚目</u> というようにページ数を付けてください。
資 産 の 種 類	「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。
資 産 コ ー ド	記載する必要はありません。
資 産 の 名 称 等	資産の名称をカタカナ・数字・アルファベット大文字で分かりやすく記入してください。(左詰め)
数 量	資産の数量を記載してください。(右詰め)
取 得 年 月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については「3.昭和」、「4.平成」、「5.令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
取 得 価 額 (イ)	当該資産の取得価額を記載してください。(右詰め) なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
耐 用 年 数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。(右詰め) なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
減価残存率(ロ)	記載する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。
価 額 (ハ)	
※課税標準の特例 (率・コード)	
※課 税 標 準 額	
増 加 事 由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
摘 要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ① 課税標準の特例がある資産について、その根拠規定(例：地方税法第349条の3第1項) ② 地方税法第342条第3項の規定の適用がある割賦販売資産等についてはその旨の表示と売主の名称等 ③ 耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④ 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤ 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

減価残存率表

別 表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得 のもの ㉠	前年前取得 のもの ㉡		前年中取得 のもの ㉠	前年前取得 のもの ㉡		前年中取得 のもの ㉠	前年前取得 のもの ㉡
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

* 「前年中取得のもの㉠」の欄は、半年分の減価残存率、「前年前取得のもの㉡」の欄は1年分の減価残存率

評価額の計算方法

前年中取得のもの

評価額＝取得価額×前年中取得のものの減価残存率㉠

前年前に取得のもの

評価額＝前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率㉡

3. 「種類別明細書(減少資産用)」(赤色の印刷)の各欄の記載のしかた

※13ページ目に記載例あり

欄	記 載 の し か た
令和 年度	申告の年度を記載してください。
※所有者コード	記載する必要はありません。
所 有 者 名	氏名または名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(減少資産用)」について、 <u>3枚のうち2枚目</u> というようにページ数を付けてください。
資 産 の 種 類	「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。
資 産 コ ー ド	減少資産について、当市が送付した「種類別明細書(令和6年度現有資産分)」(青色の印刷)に記載されている資産コードの数字を記入してください。(右詰め)
資 産 の 名 称 等	減少資産について、当市が送付した「種類別明細書(令和6年度現有資産分)」(青色の印刷)に記載されているとおりに記入してください。(左詰め)
数 量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。(右詰め)
取 得 年 月 (年号、年、月)	前年中に減少した資産の取得した年月を記載してください。 なお、年号については「3.昭和」、「4.平成」、「5.令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
取 得 価 額	減少した資産の取得価額を記載してください。(右詰め) なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。
耐 用 年 数	当該資産の耐用年数を記載してください。
申 告 年 度	当該資産について最初に申告した年度を記載してください。
減少の事由及び区分	当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。
摘 要	① 当該資産が減少した事由について、「1.売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2.滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3.移動」にあつてはその受入先の所在地等を、「4.その他」にあつてはその減少の事由等を記載してください。 ② 減少の区分が「2.一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。 (例) 当初取得価額50万円(数量5)のうち20万円(数量2)分減少。 ③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

申告書記載例

* 欄には記入しないでください。

第二十六号様式（提出用）

令和7(2025)年1月17日 君津市長殿		令和7年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード 0008102006	
1 住所 (ふりがな) きみっしくば 君津市久保2丁目13番1号		3 個人番号又は 法人番号 1234567891012 建設業 50 百万円		8 短縮耐用年数の承認 有・ 無	
2 氏名 (ふりがな) きみっくばこうさくおぶさがいや 君津久保工業株式会社 代表取締役 君津 太郎 (屋号 キミツコバ)		4 事業種目 (資本金等の額) 昭和44年4月 (1969) 久保花子 (電話 0439-56-1165) 〇〇会計事務所 (電話 0439-56-1511)		9 増加償却の届出 有・ 無	
3 所有者 (ふりがな) きみっくばこうさくおぶさがいや 君津久保工業株式会社 代表取締役 君津 太郎 (屋号 キミツコバ)		5 事業開始年月 (1969) 久保花子 (電話 0439-56-1165) 〇〇会計事務所 (電話 0439-56-1511)		10 非課税該当資産 有・ 無	
4 資産の種類		6 この申告に 応答する者の 氏名 久保花子 (電話 0439-56-1165) 〇〇会計事務所 (電話 0439-56-1511)		11 課税標準の特例 有・ 無	
5 取得価額		7 税氏		12 特別償却又は圧縮記帳 有・ 無	
6 償却資産の種類		8 償却資産の種類		13 税務会計上の償却方法 定率法 ・定額法	
7 償却資産の種類		9 償却資産の種類		14 青色申告 有・ 無	
1 構築物		1 構築物		15 君津市内にお ける事業所等 資産の所在地	
2 機械及び置 船		2 機械及び置 船		16 借入資産 (有・ 無)	
3 船舶		3 船舶		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 ・借家	
4 航空機		4 航空機		18 備考(添付書類等)	
5 車両搬 具、備		5 車両搬 具、備		次のような事項を記入してください。	
6 工具、備		6 工具、備		1 特例該当資産の根拠規定	
7 合計		7 合計		2 廃業・解散等	
				3 増減なし等	
処理欄		台帳照合		電算送付	
受付簿		電算送付		受付簿	

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード		※		所有者名										1枚のうち				
0008102006				君津久保工業株式会社										1枚目				
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等		数量	取得年月			(イ) 取得価額		(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	価額	(ニ) 課税標準の特例コード	※ 課税標準額	増加事由	摘要	
号						年号	年	月										
01	1		シムシヨイリク、チホソウ	1	5	6	3		403 300	15							①2 3・4	
02	2		クレン	1	5	6	5		4 900 000	7							①2 3・4	
03	2		タイヨウコウハツテン	1	5	6	10		15 000 000	17							①2 3・4	
04																	1・2 3・4	
05																	1・2 3・4	
06																	1・2 3・4	
07																	1・2 3・4	
08																	1・2 3・4	
09																	1・2 3・4	
10																	1・2 3・4	
11																	1・2 3・4	
12																	1・2 3・4	
13																	1・2 3・4	
14																	1・2 3・4	
15																	1・2 3・4	
16																	1・2 3・4	
17																	1・2 3・4	
18																	1・2 3・4	
19																	1・2 3・4	
20																	1・2 3・4	
小計				3					20 303 300									

注 意 「増加事由」の欄は、1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他のいづれかに○印をつけてください。

令和 7 年度

※ 所有者コード ※

0008102006

種類別明細書(減少資産用)

所有者名
君津久保工業株式会社1 枚のうち
1 枚目

行 番 号	資産の 種類	資産コード	資 産 の 名 称 等			数 量	取得年月			取得価額	耐用 年 数	申告 年 度	減少の事由及び区分			摘 要
							年 号	年 月	1 売却 3移動				2 減 失 4その他	1全部 2一部		
01	2	10	ハ°イフ°マシン			1	4	12	10		352 000	7	13	1②3・4	①2	令和6年7月廃棄
02	2	15	センバン			1	4	20	6	2	148 000	7	21	1②3・4	①2	令和6年8月廃棄
03	6	9	フ°ヒンタ°ナ			2	4	17	12		200 000	10	18	1②3・4	1②	当初取得価額50万円(数量5)のうち20万円(数量2)分減少
04														1・2・3・4	1・2	
05														1・2・3・4	1・2	
06														1・2・3・4	1・2	
07														1・2・3・4	1・2	
08														1・2・3・4	1・2	
09														1・2・3・4	1・2	
10														1・2・3・4	1・2	
11														1・2・3・4	1・2	
12														1・2・3・4	1・2	
13														1・2・3・4	1・2	
14														1・2・3・4	1・2	
15														1・2・3・4	1・2	
16														1・2・3・4	1・2	
17														1・2・3・4	1・2	
18														1・2・3・4	1・2	
19														1・2・3・4	1・2	
20														1・2・3・4	1・2	
小 計						4				2 700 000						